

教第16号議案

神戸市文化財保護審議会委員の委嘱の件

神戸市文化財保護審議会委員を次のとおり委嘱する。

平成29年6月5日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

1 委嘱する委員

別紙のとおり

2 任期

平成29年7月15日から平成31年7月14日まで

理 由

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例第58条第2項の規定に基づき、委員を委嘱する必要があるため。

前回分

神戸市文化財保護審議会委員一覧

1. 委嘱する委員

※委員任期 平成27年7月15日から平成29年7月14日（任期2年）

	担当部門	氏名	役職等、()内は専門分野	性別	年齢	
1	建築	黒田 龍二	神戸大学大学院工学研究科教授 (建築史)	男	60	2期目
2	建築	橋寺 知子	関西大学環境都市工学部准教授 (近代建築)	女	49	2期目
3	建築	林 良彦	文化遺産部長 (建築史)	男	58	3期目
4	建築	三輪 康一	神戸大学大学院工学研究科教授 (伝統的建造物・都市景観)	男	62	新任
5	美術工芸品	増記 隆介	神戸大学大学院人文学研究科准教授 (絵画史)	男	41	新任
6	美術工芸品	岩田 茂樹	奈良国立博物館 上席研究員 (彫刻史)	男	55	2期目
7	民俗	芳井 敬郎	花園大学文学部教授 (民俗学)	男	67	新任
8	歴史	藪田 貫	兵庫県立歴史博物館館長 (近世史)	男	67	新任
9	歴史	戸田 清子	奈良県立大学地域創造学部教授 (近代史)	女	56	新任
10	歴史	黒崎 直	大阪府立弥生文化博物館館長 (考古学)	男	69	新任
11	歴史	菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授 (考古学)	男	55	2期目
12	記念物	林 まゆみ	兵庫県立大学緑環境景観マネジメント研究科准教授 (庭園史)	女	61	2期目
13	記念物	石丸 京子	環境学園専門学校客員教授 (植物学)	女	52	2期目

(女性割合：30.8%)

今回案

神戸市文化財保護審議会委員一覧（案）

1. 委嘱する委員

※委員任期 平成29年7月15日から平成31年7月14日（任期2年）

	担当部門	氏名	役職等、()内は専門分野	性別	年齢	
1	建築	黒田 龍二	神戸大学大学院工学研究科教授 (建築史)	男	62	3期目
2	建築	橋寺 知子	関西大学環境都市工学部准教授 (近代建築)	女	51	3期目
3	建築	島田 敏男	文化遺産部長 (建築史)	男	56	4期目 (再任)
4	建築	三輪 康一	神戸大学大学院工学研究科教授 (伝統的建造物・都市景観)	男	64	2期目
5	美術工芸品	増記 隆介	神戸大学大学院人文学研究科准教授 (絵画史)	男	43	2期目
6	美術工芸品	岩田 茂樹	奈良国立博物館 上席研究員 (彫刻史)	男	57	3期目
7	民俗	芳井 敬郎	花園大学文学部教授 (民俗学)	男	69	2期目
8	歴史	藪田 貫	兵庫県立歴史博物館館長 (近世史)	男	69	2期目
9	歴史	戸田 清子	奈良県立大学地域創造学部教授 (近代史)	女	58	2期目
10	歴史	黒崎 直	大阪府立弥生文化博物館館長 (考古学)	男	71	2期目
11	歴史	菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授 (考古学)	男	57	3期目
12	記念物	林 まゆみ	兵庫県立大学緑環境景観マネジメント研究科准教授 (庭園史)	女	63	3期目
13	記念物	石丸 京子	環境学園専門学校客員教授 (植物学)	女	54	3期目

(女性割合：30.8%)

神戸市文化財の保護及び文化財を取り巻く文化環境の保全に関する条例―抜粋―

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）

第182条第2項の規定に基づき、市の区域内に存する文化財のうち重要なものの指定その他の行為を行い、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、並びに法律第190条第1項の規定に基づき、文化財保護審議会を設置するとともに、文化財、文化に関する施設等を取り巻く文化環境を保全することにより、現在及び将来の市民の文化的向上に資することを目的とする。

第9章 神戸市文化財保護審議会

(審議会の設置)

第57条 教育委員会の附属機関として、神戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財（法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を含む。以下この章において同じ。）の保存及び活用に関する重要事項並びに文化環境の保全に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に意見を述べるものとする。

(審議会の組織)

第58条 審議会は、20人以内の委員で組織する。

2 前項の委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当であると認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 第1項に委員の任期は、2年とする。ただし、同項の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項の委員は、再任されることができる。

5 教育委員会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 前項の臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

7 第5項の臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、解嘱されるものとする。

(審議会への諮問)

第59条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。ただし、第2号若しくは第3号又は第10号に掲げる解除が第27条第4項又は第55条第4項の規定によるものであるときは、この限りでない。

(1) 神戸市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

(2) 神戸市指定無形文化財の指定及びその指定の解除

(3) 神戸市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

(4) 神戸市指定有形民俗文化財又は神戸市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(5) 神戸市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

(6) 神戸市登録文化財の登録及びその登録の抹消

(7) 神戸市地域文化財の認定及びその認定の解除

(8) 神戸市歴史的建造物その他の有形の文化的所産の選定及びその選定の解除

(9) 文化環境保存区域の指定及びその指定の解除

- (10) 神戸市選定保存技術の選定及びその選定の解除
- (11) 神戸市選定保存技術の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (12) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関する重要事項並びに文化環境の保全に関する重要事項
(審議会の運営等)

第 60 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

神戸市文化財の保護及び文化財を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則 一 抜粋一

第 1 1 章 神戸市文化財保護審議会

(会長及び副会長)

第 56 条 神戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を各一人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第 57 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 58 条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。
- 5 部会長は、部会に関する事務を処理する。

(伝建部会)

第 58 条の 2 審議会に伝統的建造物群保存地区に関する部会（以下「伝建部会」という。）を置く。

- 2 伝建部会は、伝統的建造物群保存地区を適切に保存するために、当地区に関する重要な事項を審議する。
- 3 伝建部会は、伝建部会長が召集し、伝建部会長が議長となる。
- 4 伝建部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 伝建部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 第 2 項に規定する事項のうち、神戸市都市景観条例（昭和 53 年 10 月条例第 59 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく伝統的建造物以外の建築物等の許可申請において、教育委員会が許可基準及び修景基準の緩和を検討するものについては、伝建部会の議決をもって神戸市文化財保護審議会の意見とする。この場合において、伝建部会長は、次の審議会においてこれを報告しなければならない。